

問は問い合わせ先です

国民年金はあなたの未来を応援します

忙しくて、ついすっかり国民年金保険料を納め忘れていませんか？
便利で安心、確実な「口座振替」がおすすめです。

国民年金の保険料は、納め忘れがあると年金額が少なくなったり、全く受けられなくなる場合があります。

毎日忙しくて、金融機関に納めに行けない方、「ついうっかり」という方など、便利で安心、確実な「口座振替」をご利用されると、とても便利です。

「口座振替で「得」しよう！

●「得」その1
「口座振替」になると、毎月指定の金融機関の口座から保険料が自動的に引き落とされますので、金融機関に納めに行く手間が省け、納め忘れがなく確実に便利です。

●「得」その2
「口座振替」は、平成17年度4月から開始された「早割制度」(当月引き落とし)をご利用されると保険料が毎月40円割引になります。ただし、以前から「口座振替」(毎月翌月引き落とし)をご利用の方で「早割制度」を希望される場合は、「口座振替ご利用の金融機関で変更手続きをしてください」。

●手続きと必要なもの
口座のある金融機関や郵便局で手続きができます
①国民年金保険料納付案内書または年金手帳
②通帳(預金・貯金)
③通帳届出印鑑

●社会保険事務局大河原事務所
市民課国民年金相談係
0224-51-3111
22-1312

終戦当時の海外引揚者やそのご家族の方々へ「通貨・証券」などをお返ししています。

税関では、海外からの引き揚げの際、お預かりした次の通貨・証券などをお返ししています。

●終戦後、外地から引き揚げてこられた方が、外地の集結地において、総領事館などに預けられた証券などのうち日本に送還されたもの
●上陸地の税関、海運局に預けられた通貨・証券など
返還の申し出は、預けられたご本人はもとより、ご家族の方でも結構です。また、ご家族の方におかれては、「終戦後に帰港した場所については聞き覚えているが、当人のものと思われる物件はないか」などのお問い合わせでも結構です。

●横浜税関業務部税関相談官室
045-212-6000
●横浜税関塩釜税関支署総務課
022-259-4306

国民健康保険税・介護保険料からのお知らせ

国民健康保険税の税率が変わりました

国民健康保険は、皆さんに納めていただいている国民健康保険税と国の負担金などを財源としています。

平成13年度の税率改正後は、皆さんの負担を抑えるため、財政調整基金(家庭でいう貯金)を取り崩しながら、年々増加する保険給付費(医療費)などに対応してきましたが、現行の税率のままでは今後の保険給付費を支払うことが困難になりました。

市では、皆さんが安心して医療を受けられるように、平成17年度から国民健康保険税の税率を改正しました。

8月中旬に納税通知書を送付しますので、納期内の納税について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

税率改正表

	医療分		介護分(40歳から64歳の方)	
	改正前	改正後	改正前	改正後
所得割	7.4%	7.7%	0.9%	1.8%
資産割	33%	35%	7.5%	7.5%
均等割	19,800円	23,100円	6,700円	8,400円
平等割	27,000円	27,000円	3,900円	4,200円

介護保険料の減額申請について

65歳以上の方の介護保険料は、負担能力に応じた負担をしていたことから、国の基準により5段階に分かれています。

市では独自施策として、次のすべての条件を満たす方を対象に、単年度の減額措置を実施します。該当される方は申請をお願いします。

対象者及び基準

①平成17年度の介護保険料の所得段階区分が第1段階(生活保護受給者を除く)または第2段階であること。
②前年の年間収入が65万円以下(世帯員が1名増すごとに35万円を加算した額)であること。
③預貯金などの額が、第1段階の世帯は65万円(2人以上の世帯は100万円)、第2段階の世帯は100万円(2人以上の世帯は135万円)を超えないこと。
④自己の居住用を除き、処分可能な不動産を有していないこと。
⑤市町村民税が課税されている方の扶養や仕送りを受けていないこと。

減額内容

第1段階の方は、第1段階の保険料の半額に、第2段階の方は、第1段階の保険料額に減額します。

減額の申請

申請が必要ですので、期限までに提出してください。

受け付け後に、実態調査などにより内容の審査を行い決定します。

申請受付期間

8月16日(火)～10月17日(月) 8時30分～17時15分 (土・日・祝日を除く)

受付場所

市庁舎1階 税務課
●税務課国民健康保険税係・介護保険料係 22-1313

Q&A

Q 8月に届いた納税通知書の税額が、4月に届いたものよりも増えていました。どうして同じ税額ではないのですか？

A 国民健康保険税の計算は、国民健康保険に加入している方の前年の所得を基に計算する「所得割」、固定資産税を基に計算する「資産割」、加入者の人数で計算する「均等割」、世帯ごとに負担した「平等割」を合計して年間の税額が決まります。4月の時点で所得額などが未確定のため、4月に届く納税通知書は前年の年間保険料相当額の8分の3を仮の保険税として通知しています。8月に届く納税通知書は皆さんの所得などが確定した後

に計算した今年の年税額です。平成17年度は国民健康保険税の税率改正により、前年と同じ条件でも税額は増加いたします。

高齢者のための巡回相談のお知らせ

宮城県高齢者総合相談センターでは、高齢者やその家族の方が抱える心配・悩みごとについての相談を行います。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守りますので、希望される方は、宮城県高齢者総合相談センターまたはお住まいの社会福祉協議会までお申し込みください。

●相談日
平成17年9月20日(火)
午前10時～午後3時
●会場
角田市総合保健福祉センター
(角田市角田字柳町35-1)
0224-63-0055

●相談種目
①法律、②税金、③介護、④なんでも、⑤施設経営
●相談申し込み
予約制ですので、9月9日(金)までに宮城県高齢者総合相談センターまたはお住まいの社会福祉協議会へお申し込みください。一週間前までに、申し込まれた機関より相談時間を連絡します。

●宮城県高齢者総合相談センター
022-223-1165
●白石市社会福祉協議会
22-5210

白石市木造住宅耐震診断助成事業のお知らせ

住宅所有者の申請により、「木造住宅耐震診断士」を派遣する「木造住宅耐震診断助成事業」を実施しております。締め切りが迫っておりますので、早急に申し込みください。

●対象建築物 昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅
●助成内容 助成対象限度額は16万8千円で自己負担が8千円(水)まで
●募集期間 平成17年8月10日(水)まで
●募集戸数 8戸(先着順)
●建設課建築住宅係
22-1326

白石市議会議長に高橋 忠夫氏が就任

6月23日、前議長の辞職に伴い、新議長に高橋忠夫氏が選出されました。



▲高橋忠夫氏

5つのポイント



成年後見制度について

以前にもお話したことがありますが、高齢者の一人暮らしや認知症の方に、訪問販売のトラブルが増加しています。

私は大丈夫と思っても相手はプロです。話をうのみみせず、家族や友達に相談してから契約するようにしましょう。

トラブルにあわないためには、「成年後見制度」という制度があります。それはどんな制度かお話ししましょう。

例えばこんな事例に利用できます。

「80歳の父が、最近判断力不足により訪問販売などで、次々と不必要な商品を購入させられています。認知症で判断できないほどではありませんが本人も不安で、誰かの補助を得られればと言っています。被害を防止するための、より良い制度はないのでしょうか？」
はい、お答えしましょう。成人に達しているが、判断力が低下している人の権利を守り、適切な契約をするための支援などができるよう、平成12年4月1日から「成年後見制度」という以下の制度ができました。具体的にみていきましょう。

●いきいきプラザ消費生活相談室
22-0783
(相談日 月・水・金9時～16時)

- ①成年後見：心神喪失の状態にある場合に後見人をつけます。後見人には代理権や取消権があります。
- ②保佐：心神喪失ほどではないが、認知症や精神的な病気などのために判断能力の一部が欠如し、著しく劣っている場合、成年保佐人をつけます。保佐人は、預貯金の払い戻し、金銭の貸し付け、借財や保証、重要な財産の権利売買や訴訟行為、個別に裁判所が指定した契約の代理権、同意権、取消権があります。
- ③補助：保佐ほどではないが、判断力の低下している場合に、本人の同意の下で補助人をつけます。補助人は、家庭裁判所が指定した法律行為についての代理権、同意権、取消権があります。
- 手続き：家庭裁判所に申し立てて宣告してもらいます。
- 申し立て：本人、四親等以内の親族、市区町村長
- ①成年後見、保佐：申立人単独でできます。
- ②補助：本人の同意が必要。しかし本人に自覚がなく、支援が必要と思われる場合は利用できます。